

発議第 3 号

特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和 2 年 9 月 16 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する意見書

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、給付の基準日である令和2年4月27日に住民基本台帳に記載されている者を給付対象者として、一人につき10万円を市区町村から給付するものである。

申請・受給権者は世帯主とされ、基準日以降に世帯主が申請を行うことなく死亡した場合、他の世帯員がいる場合には、新たに世帯主となった者が死亡した世帯主の分を含めて申請し、給付を受けることができるが、単身世帯においては「実務上給付事務が発生しない」とする見解が総務省から示されている。

給付事務を担う市区町村において、申請書の発送に当たっては、DV等避難者などからの事前申出及び市区町村間の連絡調整期間が設けられているほか、印刷や発送などに一定の準備期間が必要であり、基準日と申請書到着日との間には一定の空白期間が生じざるを得ない制度となっている。また、申請書は、市区町村によって、さらに同一自治体内であっても、到達時期が一律ではないという実態が明らかになっている。

そのような実態とは関係なく、申請書が到達するまでに死亡された単身世帯は給付されない取扱いとなっていることから、他の市区町村でも疑問や異議の声が上がっている。

申請書が到達するまでに死亡されたために申請が行われなかったことは、国民の側に責めがあるわけではなく、単身世帯であっても、基準日にご存命の場合には遺族が申請をできる取扱いをしなければ、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として「人々が連携して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するために、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」という制度の趣旨上、公平性が保たれない。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

基準日以降に単身の世帯主が死亡した場合は、遺族が特別定額給付金の申請を行うことができるよう取扱いを変更すること。それとともに、遺族から申請が行われた場合には、申請期日を超えても受付を行うことができるよう制度の見直しを行うこと。

また、変更にあたっては、無用の混乱が生じないように全国一律の取扱いとするとともに、制度の見直し内容を明確にし、十分な周知を行うなど、円滑な給付に向けて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣